

ふくしまの消費生活

Vol. 3

2018年1月

発行／福島市消費生活センター

消費生活に関するニュース、福島市内で起きた契約トラブルやなりすまし詐欺、悪質商法の発生状況、製品安全に関する情報など、みなさんの生活に関わる話題を幅広くお知らせします。

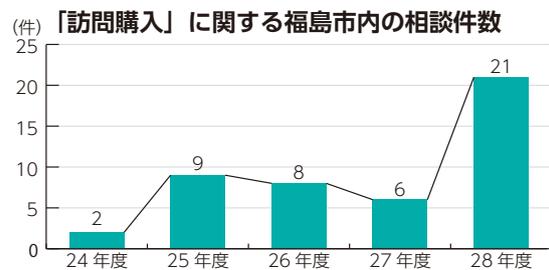
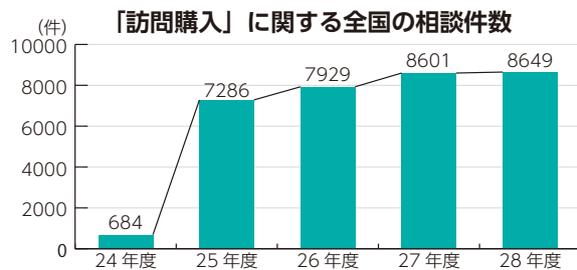
こんな相談が増えています

知っておきたい「押し買い(訪問購入)」の規制

みなさんのご自宅に、「いらなくなった洋服や靴などを買います」と業者から電話がきたことはありますか。

近年、「いらぬ物だけ売ろうと思って業者に来てもらったのに、強引に指輪やネックレスまで買い取られた」「買い取られた物を取り戻したいけど、買い取った業者が誰なのか分からない」など、訪問購入に関する相談が全国的にも福島市内でも年々増えています。

今号では、意外に知られていない“訪問購入に関する規制”を取り上げ、消費者として気をつけておくべきポイントをご紹介します。



そうだったのか!!～訪問購入の規制～

【特定商取引法】平成25年2月21日施行

- 事前電話なしでの、**飛び込みの訪問勧誘は禁止**
- 業者からの電話勧誘で訪問をお願いした場合も、**買い取りを約束した品物以外の勧誘は禁止**
- 契約書面を交付する義務がある（書面には、品物の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ等の記載が必要）
- **8日間（契約書面が交付された日から）は、クーリング・オフが可能**
- 業者は引き渡しを拒むことができることを書面に記載し、消費者に告げなければならない
- クーリング・オフ期間中に買い取った品物を誰かに転売する場合は、消費者に通知しなければならない

※自動車（2輪除く）、家具、家電（携行が容易なものを除く）、本、CD・DVD、ゲームソフト、有価証券等は、これらの規制の対象外なので注意が必要

アドバイス

トラブルにあわないためのポイント

- ① 突然訪問してきた購入業者は、家に入れない。
- ② 事前に買い取りを承諾した品物以外は売らない。むやみに貴金属は見せない。
- ③ 購入業者から交付された書面をしっかりと確認する。(業者名、所在地、電話番号、担当者名、売却する品物名、個数、売却金額など、契約内容が分かる記載になっているか)
- ④ **売る約束をしても8日間(クーリング・オフ期間)は物品を引き渡さない** **特に重要です**
- ⑤ トラブルになった場合や違反行為が見られる場合は、すぐに消費生活センターに相談する

以上の点に注意して、あとで後悔することのない売り渡しを行いましょう!!!

トラブル 注意情報

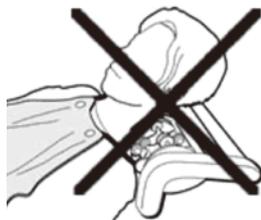
資格商法に注意しましょう。以前通信講座を受講していて、**支払いも全て完了**したはずなのに、「解約の手続きが済んでいない」「修了手続きが終わっていない」などと、解約料や修了費として**高額な請求**を受けるケースがあります。おかしいなと感じた時点で、ひとりで悩まず消費生活センターまでご相談ください。

注意!!

製品事故情報

- 家庭用電気マッサージ器の誤った使用方法により死亡事故が発生しています。株式会社の場電機製作所が製造販売していた家庭用ローラー式マッサージ器において、誤って布カバーを外して使用したことにより、衣服が機器のローラー部に巻き込まれ、6例目の窒息による死亡事故が発生しました。これを受けて同社では、改めて消費者のご家庭に残っている製品の使用中止及び回収を呼びかけています。お持ちの方は、下記連絡先までご連絡ください。

【的場電機製作所 回収対象製品 2機種】

昭和58年(1983年)～平成8年(1996年)製造		誤った使用方法
・アルビシェイプアップローラー	・シェイプアップローラーⅡ	・布カバーを外す
		

連絡先 株式会社の場電機製作所

0120-01-2251

※的場電機製作所HP、消費者庁HPより引用

- TDK株式会社が製造販売していた加湿器で、2013年2月に長崎県で火災事故の原因となった可能性の高い機種を引き続き探しています。ご自宅にお持ちの方は、お早目下記連絡先までご連絡ください。



連絡先 TDK加湿器お客様係

0120-604-777

※TDKのHPより引用



お問い合わせ先

福島市 消費生活センター

相談専用 ☎522-5999 その他 ☎525-3774

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝休日・12/29～1/3を除く)